

実質的支配者 リスト制度

＊ ＊ 直接保有の場合 ＊ ＊

直接保有とは、個人が自ら他の会社の議決権を直接保有することです。



制度の対象となる会社は

「株式会社」と「特例有限会社」です



お申し込みのSTEP3・ご用意いただく書類

STEP1 実質的支配者リストの作成 2ページへ

STEP2 申出書の作成 3ページへ

STEP3 添付書類を準備 4ページへ

書類ができれば

会社の本店を管轄する法務局に提出します
郵送による申出も可能です

● 実質的支配者リストとは ●

株式会社の実質的支配者の氏名やその保有する議決権などが記載されたリストです。

この制度では、株式会社が作成した実質的支配者リストについて、商業登記所で所定の添付書面による確認を行った上で、その写しに登記官の認証文を付けた証明書を交付します。

円滑な取引に備えて、あらかじめ1年に1回程度保管・交付の申出をしておくことをおすすめします。

● 利用のメリット ●

その1 信頼性の高い実質的支配者情報を得ることができます。

その2 会社が金融機関などで行う実質的支配者の確認手続がスムーズになります。



STEP 1 実質的支配者リストの作成

実質的支配者情報一覧

①(商号) 第一電気機器株式会社 ⑤(会社法人等番号) 0000-00-000000

②(本店) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号

③(作成年月日) 令和4年10月1日 ⑥(作成者(代表者)) 法務 太郎

以下の情報は、④令和4年10月1日 現在の実質的支配者情報である。

⑦ 実質的支配者の該当事由(①又は②のいずれかの左側の口内に✓印を付してください。)(※1)

- ① 会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。): 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯収法施行規則」という。)第11条第2項第1号参照
- ② ①に該当する者がいない場合は、会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。): 犯収法施行規則第11条第2項第1号参照

⑧ 実質的支配者の本人特定事項等(※2, ※3)

1番	住居	東京都文京区目白台一丁目21番5号	国籍等	日本 その他(※4)	議決権割合	30% (間接保有)有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
			生年月日	昭和・平成・西暦 56年12月18日生		
	フリガナ	ホウム タロウ				
	氏名(※6)	法務 太郎	実質的支配者該当性の添付書面	申出会社の株主名簿の写し		
			実質的支配者の本人確認の書面	運転免許証の写し		
2番	住居	東京都杉並区和泉一丁目1番1号	国籍等	日本 その他(※4)	議決権割合	26% (間接保有)有・無 ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
			生年月日	昭和・平成・西暦 60年10月15日生		
	フリガナ	オツノ ハナコ				
	氏名(※6)	乙野 花子	実質的支配者該当性の添付書面	申出会社の株主名簿の写し		
			実質的支配者の本人確認の書面	なし		

まず、①から⑥まで記載します。⑤は会社の登記事項証明書に記載されています。

次に、⑦⑧について

(パターン1)

ある(株主)が会社の議決権について、50%を超えて保有している場合は、

⑦の①に☑チェックします。

⑧の1番の欄に、住居・氏名(フリガナ)・国籍・生年月日・議決権割合・添付書類・本人確認の書類名(記載されない場合でも証明可能です。)をご記載ください。

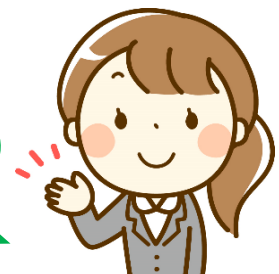
なお、株主が1人の場合は、議決権割合は「100%」です。

(パターン2)

議決権について、50%を超えて保有している株主がおらず、ある(株主)が会社の議決権の25%を超えて保有している場合は、1番の欄に、住居・氏名(フリガナ)・国籍・生年月日・議決権割合・添付書類・本人確認の書類名(記載されない場合でも証明可能です。)をご記載ください。

パターン2では、25%を超える議決権を持つ株主を全員ご記載ください。

提出先によっては、本人確認の書面について記載することを求められるケースがあります。
また、実質的支配者の情報は、申出日から1か月以内の情報を記載してください。





STEP 2 申出書の作成

実質的支配者情報一覧の保管及び写し交付申出書

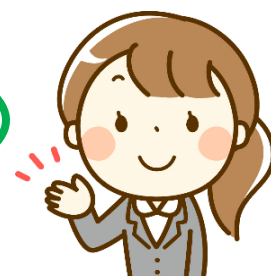
(補完年月日 令和 年 月 日)

①	申出年月日	令和4年10月1日	実質的支配者情報番号	-	-
②	会社法人等番号	0000-00-000000			
③	商号	第一電気機器株式会社			
④	本店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号			
⑤	申出人の表示	住所 東京都文京区目白台一丁目21番5号 資格 代表取締役 氏名 法務 太郎 連絡先 000-0000-0000			
	代理人の表示	住所 氏名 連絡先 - -			
⑥	必要な写しの通数・交付方法	1通 (<input checked="" type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) 郵送の場合は、宛先(※2)を記載した返信用封筒及び郵便切手が必要です。 ※1 申出書には、申出書(委任による代理人によって申出をする場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面)に申出会社の代表者が登記所に提出した印鑑が押印されている場合を除き、申出書に記載されている申出会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該申出会社の代表者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。)を添付する必要があります。 ※2 郵送の場合、会社の本店、申出人(又は代理人)の表示欄にある住所のうち、希望する送付先に送付します。返信用封筒には、該当の送付先を記載してください。			
⑦	利用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 金融機関への提出 <input type="checkbox"/> その他 ()			
上記の法人の申出日前1か月以内の日における実質的支配者情報一覧を別添のとおり提出し、上記通数の実質的支配者情報一覧の写しの交付を申出します。 申出の日から1か月以内に実質的支配者情報一覧の写しを受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。					

上記①から⑦までをご記載ください。

②は、会社の登記事項証明書に記載されています。

代理人がお越しになる場合は、代理人の表示欄も記載するとともに、委任状に申出会社代表者が登記所に提出した印鑑(会社実印)の押印が必要となります。





STEP 3 添付書類の準備

- ①株主名簿の写し
- ②申出会社の代表者の本人確認書類
(例：運転免許証の両面コピーしたもの。
マイナンバーカードの表面のみコピーしたもの。)

・・・・・・・・・・以下、必要に応じて・・・・・・・・・・

- ③実質的支配者の本人確認書類
- ④委任状

※郵送申出の場合は、実質的支配者リストの送付先を記載した返信用封筒と切手を同封する必要があります。



実質的支配者リストの申出や交付は、簡単かつ**無料**です。
書式は、次のアドレスに掲載しています。
ぜひ、ご利用ください！

京都地方法務局HPに書式を掲載しています。

https://houmukyoku.moj.go.jp/kyoto/page000001_00584.html

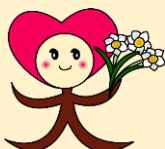


一括作成ファイルはこちら↓

https://houmukyoku.moj.go.jp/kyoto/page000001_00590.xlsx

- ※ 直接保有の場合、STEP1～3の書類を一括で作成いただけます。
- ※ 実質的支配者が日本国籍以外の国籍の方である場合、「実質的支配者情報一覧」シートの※4及び※6に基づく修正が必要となります。

お問合せは 京都地方法務局法人登記部門



電話 075-231-0292

窓口時間 午前9：00～午後5：00まで

(土・日・祝日を除く)

京都地方法務局イメージキャラクター
「ほっぴいちゃん」